

委 託 仕 様 書

1. 件名

学習者用コンピュータ入替支援業務委託

2. 目的

令和7年12月末に予定されている学習者用コンピュータの入替に合わせ、電源キャビネット内充電器の入替及び現行の学習者用コンピュータ（以下、「旧端末」という。）の回収・確認業務を委託するもの。

3. 期間

契約締結日の翌日から令和8年1月23日まで

4. 場所

志免町立小中学校6校

学校名	住 所	旧端末 の数	電源キャビネット の数	
			45 台 収納	25 台 収納
志免中央小学校	志免町志免中央1丁目8番1号	1,016 台	29 台	5 台
志免東小学校	志免町志免東1丁目1番1号	569 台	18 台	3 台
志免西小学校	志免町別府2丁目4番1号	1,168 台	34 台	5 台
志免南小学校	志免町大字吉原556	443 台	15 台	2 台
志免中学校	志免町片峰4丁目3番1号	1,106 台	30 台	0 台
志免東中学校	志免町志免東4丁目4番1号	517 台	15 台	3 台
計		4,819 台	141 台	18 台

5. 前提条件

(1) 本業務の対象となる旧端末は以下のとおりとし、サイズは最大のもので 297mm×21.2mm×213mm である。すべて底面のバーコードを読み取ることでシリアル番号が確認できるものとする。

No	製品名	型番	数量
1	Lenovo 300e Gen 2	82CE0009JP	4,294 台
2	ASUS Chromebook CR1	CR1100FKA-BP0003	47 台
3		CR1100FKA-BP0602	91 台
4		CR1100FKA-BP0002	97 台

5	HP Fortis x360 G3 J Chromebook	7X8K0PA#ABJ	39 台
6	ASUS Chromebook CZ11	CZ1104FM2A-NS0047	251 台
計			4,819 台

- (2) 本業務の対象となる電源キャビネットはオカムラ製「93HWDT-Z975」（４５台用）、
「93HWET-Z975」（２５台用）とし、内部には台数分の口数を備えた電源タップが設置されているものとする。

- (3) 新しい学習者用コンピュータ（以下、「新端末」という。）用の充電器及び電源キャビネット内での取り回しに必要な以下の物品については別途手配済みであり、梱包されている状態で納品されているものとする。

No	物 品	メーカー・型番	数量
1	iPad 用充電器・充電ケーブル	本体付属分	4,976 式
2	iPad 用充電器	単体購入分・Apple 純正	1,504 個
3	iPad 用充電ケーブル		1,504 本
4	延長コード（0.1m）	サンワサプライ・TAP-EX21001 相当	5,756 本
5	延長コード（0.3m）	サンワサプライ・TAP-EX21003 相当	724 本

- (4) 新端末は１２月２２日の週に電源キャビネット内に納品予定であり、児童生徒は冬季休業期間（１２月２５日～１月７日）、旧端末を自宅に持ち帰っているものとする。

6. 内容

(1) 電源キャビネット内の充電器の入替

- ① 旧端末用の充電器は、数を数えた上で各学校内の指定する教室（１階）に集めること。
- ② 電源キャビネット内に新端末用の充電器を設置すること。設置の際は、電源キャビネットの取扱説明書に記載の配線接続略図どおりとなるよう延長コードを介して電源タップと接続すること。（下図参照）

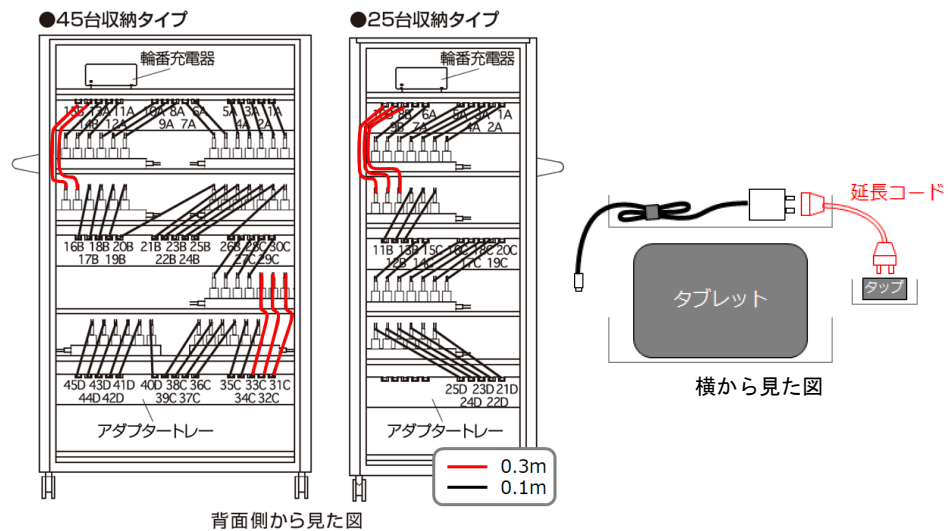


図 配線接続略図（取扱説明書より抜粋・一部改変）等

- ③ 延長コードのメスプラグがアダプタトレイ内に収まるように必要に応じて電源タップトレイの高さを調整すること。
- ④ 正面側の充電ケーブルの余長が長くなり過ぎないように、結束バンド等（安価で耐久性のないビニールタイは不可）を使用してアダプタトレイ内で調整すること。

(2) 旧端末の回収・確認

- ① 事前に旧端末を回収するための段ボールを各教室（電源キャビネットがある教室に限る）及び職員室に設置しておくこと。
- ② 回収後、旧端末が入った段ボールを各学校内の指定する教室（1階）に運搬すること。段ボールには教室名及び数量を明記しておくこと。
- ③ 回収した旧端末のシリアル番号を一台一台確認し、一覧表を作成すること。

7. 成果品

本業務の成果として、以下を電子データ（様式任意。PDF形式）で提出すること。

(1) 作業報告書

学校毎の回収した旧端末の数量（本体・充電器それぞれ）を必ず記載すること。
また、以下を添付すること。

- 入替前後の電源キャビネット内部の写真
作業したすべての電源キャビネットを対象とし、教室名を明記すること。
- 回収し、一箇所に集めた充電器及び旧端末の全体写真

(2) 旧端末シリアル番号一覧表（回収した教室名を含めること）

8. スケジュール（予定）

- (1) 電源キャビネット内の充電器の入替・・・12月1日～12月26日の間
- (2) 各教室での旧端末の回収・・・令和8年1月8・9日
- (3) 旧端末の運搬・確認・・・1月10日～
- (4) 成果品の提出・・・1月23日まで

9. その他

- (1) 業務にあたっては、全体計画及びスケジュールの確認・調整を行い、双方の役割を明確化し、本町の承認を得た上で進めること。
- (2) 業務が完了するまでは、連絡調整のための協議を定期的に行い、進捗状況及び成果について本町に報告すること。報告内容については後日提出を求めることがある。
- (3) 業務にあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令等（本町の条例・規則等を含む）を遵守すること。
- (4) 個人情報の保護に留意し、別紙に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 契約の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない。これは契約期間後も同様とする。
- (6) 業務に必要な資料があった場合は、本町から借用し、返却するまでに破損・紛失・漏えい等がないよう十分注意すること。
- (7) 業務中に発生した事故に対する一切の責任は、端末の経年劣化に伴う故障・不具合による場合を除き受託者が負うものとし、その状況を速やかに本町に報告すること。
- (8) 成果物に不備があった場合、たとえ納品完了後であっても受託者の責任で速やかに改善すること。
- (9) その他、業務にあたり明記されていない事項や疑義が生じた場合は、本町と協議の上で対処方法を決定すること

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、志免町（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第3条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、再委託について発注者の承諾があるときは、第三者にその処理を委託することができる。

3 前項の規定により再委託した場合、受注者は、再委託先にこの契約で定める受注者の義務と同等の義務（安全管理措置を含む。）を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(厳重な保管及び搬送)

第6条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 受注者は、漏えい等その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人

情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(定期報告)

第10条 受注者は、契約内容の遵守状況について、発注者に定期的に報告しなければならない。

(委託先の監督)

第11条 発注者は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等により必要に応じて、受注者の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。この場合において、再委託先についても同様とする。

(その他)

第12条 受注者は、第1条から第11条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。